

社団法人 全日本ピアノ指導者協会

定 款

第一章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人全日本ピアノ指導者協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区巣鴨1丁目15番地1号に置く。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要な地域に支部を設けることができる。

第二章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、社会におけるピアノ指導者の生涯を通じた、ピアノの指導法、演奏法の研究を推進し、豊かな人間性の育成を基盤とする音楽教育の振興につとめるとともに、その目的を共にする内外の団体と交流を行い、もって広く文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 ピアノ教育に関する講習会、研修会等の開催。
- 二 社会におけるピアノ指導者等の技能の審査、コンクール等の実施。
- 三 ピアノ教育に関する調査研究、資料の作成及び機関誌等の出版物の刊行。
- 四 ピアノ教育に関する国際交流事業の実施。
- 五 その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第三章 会 員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の通りとする。ただし、正会員をもって、民法上の社員と

する。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した相当の実績・経験を有するピアノ指導者。
- 二 一般会員 この法人の目的に賛同し、事業を支持する個人。
- 三 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体。
- 四 名誉会員 芸術家、音楽教育又はこの法人に特に功労のあった者で、総会の議決をもって推薦された個人。

(入会)

- 第7条 この法人に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。ただし、正会員及び賛助会員にあつては、理事会の承認を得なければならない。
2. 名誉会員に推薦された個人は、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員になるものとする。

(入会金及び会費)

- 第8条 この法人の入会金及び会費は、総会の議決をもって別に定める。
2. 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
 3. 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があつても返還しない。

(資格の喪失)

- 第9条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。
- 一 退会したとき。
 - 二 死亡し、若しくは失跡宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - 三 除名された時

(退会)

- 第10条 会員が退会しようとするときは、その理由を付して、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができるものとする。
- 一 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があつたとき。
 - 二 この法人の会員としての義務に違反したとき。
 - 三 2年以上にわたって会費を滞納したとき。

第四章 役員、評議員及び職員

(役員の種類)

第 12 条 この法人には、次の役員を置く。

- 一 理事 15 名以上 20 名以内 (うち、会長 1 名、副会長 2 名、専務理事 1 名、常務理事 1 名)
- 二 監事 2 名

(役員を選任)

第 13 条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長、副会長、専務理事及び常務理事を定める。

2. 特定の理事と親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を越えてはならない。
3. 理事及び監事は相互に兼任することはできない。

(理事の職務)

第 14 条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の事務を総括し、総会の議決した事項を処理する。
4. 常務理事は、専務理事を補佐し、日常の事務に従事する。
5. 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 15 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 一 法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び総会又は文部科学大臣に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(役員任期)

第 16 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とす

る。

3. 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を継続して行わなければならない。

(役員 の 解 任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経て、会長がこれを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員 の 報 酬)

第 18 条 役員は、有給とすることができる。

2. 役員 の 報 酬 は、 理 事 会 の 議 決 を 経 て 会 長 が 定 め る。

(評 議 員)

第 19 条 この法人には、評議員 50 名以上 60 名以内を置く。

2. 評議員は総会で選任する。
3. 評議員は、評議員会を組織して、理事会の諮問に応じる。
4. 理事は、評議員を兼ねることができる。ただしその理事の数は評議員の数の3分の1をこえることができない。
5. 評議員には、第 16 条及び第 17 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(職 員)

第 20 条 この法人の事務を処理するため、必要な事務局及び必要な職員を置く。

2. 職員は、会長が任免する。
3. 職員は、有給とする。

第五章 顧問及び相談役

(顧 問 及 び 相 談 役)

第 21 条 この法人には、顧問及び相談役を若干置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、学識経験者又は特にこの法人の発展に寄与した会員(現職員を除く)のうち、理事会及び総会の承認を受けた者について、会長が委嘱する。
3. 顧問は、この法人の重要事項について会長に意見を述べる。

4. 相談役は、この法人の重要事項について会長の諮問に応じる。
5. 顧問及び相談役は、この法人の各種会議に出席し、意見を述べることができる。

第六章 専門委員会

(専門委員会)

第 22 条 この法人に、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会の委員は、総会で選出する。
3. 専門委員会は、理事会の委任した事項を処理する。
4. 専門委員会の運営に関し必要な事項は、総会において別に定める。

第七章 会 議

(理事会の招集等)

第 23 条 理事会は、毎年 2 回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長はその請求があった日から 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定数等)

第 24 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第 25 条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の招集等)

第 26 条 通常総会は、毎年 2 回会長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
3. 前項のほか、正会員現在数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から 3 0 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4. 総会の招集は、少なくとも7日前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。
5. 総会の議長は、会議の都度、出席正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第 27 条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算についての事項
- 二 事業報告及び収支決算についての事項
- 三 正味財産増減計画書、財産目録及び貸借対照表についての事項
- 四 その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数等)

第 28 条 総会は、正会員現在数の過半数の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員に表決を依頼した者は、出席者とみなす。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第 29 条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(評議員会の招集等)

第 30 条 評議員会は会長が招集する。

2. 評議員会には、第 23 条及び第 24 条の規定を準用する。この場合において、同条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
3. 評議員会の議長は、会議の都度、出席評議員の互選で定める。

(議事録)

第 31 条 すべての会議の議事については、議事録を作成し、保存しなければならない。

2. 議事録には議長及び出席者の中から、当該会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

(資産の構成)

第 32 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 入会金及び会費
- 三 資産から生ずる収入
- 四 事業に伴う収入
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

(資産の種別)

第 33 条 この法人の財産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 34 条 この法人の財産は会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 35 条 基本財産は、譲渡し、交渉し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事及び正会員各々の現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 36 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人を事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第 38 条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計画書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎事業年度終了後 3 月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 39 条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、理事及び正会員各々の現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 40 条 第 35 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほかこの法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第九章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、理事会及び総会において理事及び正会員各々の現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(解散)

第 43 条 この法人の解散は、理事会及び総会において理事及び正会員各々の現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければ変更することができない。

(残余財産の処分)

第 44 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において理事及び正会員各々の現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第十章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 45 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- 一 定款
 - 二 会員の名簿
 - 三 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - 四 財産目録
 - 五 資産台帳及び負債台帳
 - 六 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - 七 理事会及び総会の議事に関する書類
 - 八 官公署往復書類
 - 九 収支予算書及び事業計画書
 - 十 収支計算書及び事業報告書
 - 十一 貸借対照表
 - 十二 正味財産増減計算書
 - 十三 その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項の第 1 号から第 5 号までの書類、同項第 7 号の書類及び同項第 9 号から第 12 号までの書類は永年、同項第 6 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 8 号及び第 13 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。
- 3 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の書類、同項第 9 号から第 12 号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第 46 条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 第 13 条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は、別紙のとおりとする。
- 2 従来全日本ピアノ指導者協会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。
- 3 第 40 条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は、法人設立の日から昭和 61 年 3 月 31 日までとする。
- 4 平成 13 年 6 月 19 日一部改訂。
- 5 平成 14 年 6 月 14 日一部改訂。